

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第67号

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行規則（昭和59年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を、その興行場の所在地を管轄する保健所の長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を、その興行場の所在地を管轄する保健所の長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）は、第3号及び第5号から第8号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 興行場の名称及び所在地</p> <p>(3) 興行場の種別</p> <p>(4) 管理者の氏名及び住所</p> <p>(5) 興行場の態様</p> <p>(6) 敷地面積</p> <p>(7) 構造設備</p> <p>(8) 照明設備</p> <p>(9) 興行期間（仮設興行場に係る申請を行う場合に限る。）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、譲受者は、その興行場の構造設備に変更がない場合に限る、図面の添付を省略することができる。</p>

<p>(1) <u>附近見取図</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(相続による営業承継の届出)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合にあっては、</u> <u>営業者の地位を承継すべき相続人として選</u> <u>定されたことを証する書類</u></p>	<p>(1) <u>付近見取図</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(相続による営業承継の届出)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本<u>又は不動産登記規則（平成17年</u> <u>法務省令第18号）第247条第5項の規定によ</u> <u>り交付を受けた同条第1項に規定する法定</u> <u>相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、そ</u> <u>の全員の同意により営業者の地位を承継す</u> <u>べき相続人として選定された者</u><u>にあつて</u> <u>は、その全員の同意書</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中 「 1 該当する不動文字を○で囲むこと。
2 興行期間の欄は、仮設興行場の場合にのみ記入すること。」 を

- 「 1 興行場の態様の欄及び便所の方式の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
2 興行期間の欄は、仮設興行場の場合にのみ記入すること。
3 興行場法施行条例施行規則第2条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その興行場に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
種 別	有 ・ 無	
態 様	有 ・ 無	
敷 地 面 積	有 ・ 無	
構 造 設 備	有 ・ 無	
照 明 設 備	有 ・ 無	

譲 渡 者	住 所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$ 氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
-------	--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の興行場法施行条例施行規則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の興行場法施行条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。